

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 出産予定または出産した能登町国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です。
（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額、均等割額および18歳以上均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			出産予定月			
多胎の方			出産予定月			

※産前産後期間相当分の所得割額、均等割額、18歳以上均等割額が年額から減額されます。

産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和7年度においては、所得割額および均等割額が減額されます。
- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届出書
- ② 母子健康手帳など出産予定日または出産日がわかるもの
※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。
- ③ 本人確認書類

届出先

能登町健康福祉課（医療係）、各総合支所、支所